

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
環境省	途上国型低炭素技術イノベーション創出事業費	公益財団法人地球環境センター	9120005012202	1,300,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成30年4月2日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	無
環境省	先進環境対応トラック・バス導入加速事業費	公益財団法人日本自動車輸送技術協会	4010005004660	1,000,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成30年4月2日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	廃棄物処理業低炭素化促進事業費	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	9010605002464	1,900,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成30年4月2日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	環境金融拡大利子補給事業費	公益財団法人日本環境協会	5010005013660	601,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成30年4月2日	公財	国認定	公募期間を前年度より延長した。	有
環境省	省二酸化炭素型リサイクル高度化設備導入促進事業費	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	9010605002464	1,500,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成30年4月2日	公財	国認定	本事業の補助事業者の決定においては、事業の適正かつ確実な執行を行うため、補助事業者の一般公募を実施した。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類等を提出し、補助事業者として最もふさわしい法人として採択されたものである。また、応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は審査基準及び採点表に基づき、補助事業者の事業遂行能力等について、公平・公正かつ的確に審査を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
環境省	産業廃棄物適正処理推進費補助金	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	60,000,000	一般会計	産業廃棄物適正処理推進費補助金	平成30年9月13日	公財	国認定	<p>廃棄物処理法第13条の12に基づき、環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保のために産業廃棄物適正処理推進センターを指定できるとされており、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が指定されているところである。さらに、同法第13条の15において、同センターが行う業務に関して基金を設けることとされており、本補助金は当該基金に拠出を行っているものである。</p> <p>当該基金は、都道府県等において不法投棄等に起因する支障を除去する際の財政支援を行うものであり、今後も継続的に支援していく必要があることから、引き続き、廃棄物処理法に基づき指定されている当該法人に対し補助金を拠出するものである。</p>	有
環境省	省二酸化炭素型リサイクル等高度化設備導入促進事業費(補正)	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団	9010605002464	6,000,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成31年2月27日	公財	国認定	<p>本事業の補助事業者の決定においては、事業の適正かつ確実な執行を行うため、補助事業者の一般公募を実施した。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類等を提出し、補助事業者として最もふさわしい法人として採択されたものである。</p> <p>また、応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は審査基準及び採点表に基づき、補助事業者の事業遂行能力等について、公平・公正かつ的確に審査を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。</p>	有
環境省	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費	公益財団法人日本環境協会	5010005013660	4,662,411,000 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、5,400,000,000)	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成31年3月29日 (減額交付決定日。初回交付決定日は、平成30年4月2日)	公財	国認定	<p>本事業では、事業の適正かつ確実な執行のため、補助事業者の一般公募を実施した。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類等を提出し、補助事業者として最もふさわしいと採択されたもの。</p> <p>また、応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は審査基準及び採点表に基づき、補助事業者の事業遂行能力等について、公平・公正かつ的確に審査を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出したところ。</p>	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。